

仕様書

1. 委託する業務について

島田公共職業安定所榛原出張所敷地内の除草作業・樹木および生垣の剪定作業。

2. 業務実施場所

島田公共職業安定所榛原出張所（牧之原市細江 4138-1）

3. 履行期限および作業日程について

履行期限：令和2年10月30日（金）

- ・作業は、平日（水曜日・木曜日を除く）の開庁時間内に実施すること。
- ・具体的な作業実施日は、作業事業所決定後、現地担当者と協議のうえ日程を決定する。

4. 業務内容

- ・庁舎敷地内の除草、樹木および生垣の剪定を行う（作業箇所は、別紙のとおり）。
- ・樹木および生垣の乱れや混み過ぎを直す程度の剪定を行い、形を整えること。
- ・剪定は、樹種形状や種類に応じてもっとも適切な方法により行うこと。
- ・除草作業では、除草剤の散布は行わないこと。

5. その他

- ・業務遂行に必要な用具や機材等はすべて受託者の負担とする。
- ・受託者は業務実施場所および周辺の美化に努め、周辺住民と庁舎利用者等の安全に十分な注意を払うとともに、業務遂行について適切な安全対策を施し、事故のないようにすること。また、事業主は作業員の熱中症対策に努めること。
- ・受託者はこの委託に際し、当該委託に関する諸法令を遵守し、委託の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。
- ・受託者は雇用者等の業務に関して生じた負傷・疾病・死亡およびその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行うこと。
- ・当該業務によって発生した樹木の残がいやごみなどの廃棄物については、受託者において清掃および処分を行うこと。
- ・次年度以降の植栽管理が容易になるように剪定すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、その都度協議のうえ取り決めることとする。

6. 見積りにについて

- ・見積書には、当該作業を実施するのにかかる費用をすべて記載すること。
- ・見積り金額の消費税については円未満切捨てで積算すること。
- ・見積書の提出期限は、**令和2年9月15日（火）**とする。

7. 留意事項

静岡労働局は、下記の要件を満たさない事業者とは契約を締結できないことを留意の上、見積書を提出すること。

- ① 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ② 過去1年以内に、貴社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

8. 実施作業について

- ・ 決定後具体的な作業実施日については、協議の上決める。
- ・ 作業完了を確認するため、作業風景等（作業前・作業後・トラック等に積んだ草刈の残骸の様子）を撮影した画像を添付した作業実施報告書（任意様式とする）を委託者へ提出すること。
- ・ 作業料金の支払いについては、作業実施後の精算払いとする。すべての作業場所の作業が終了後、作業完了報告書と請求書を提出すること。

【担当者（見積書提出先）】

〒420-0031

静岡市葵区呉服町 2-1-5

NPO 法人オールしずおかベストコミュニティ

支援部 支援課 小串

TEL 054-251-3515

FAX 054-251-3516